三　場所　中和田自治会館（神奈川県相模原市南区上鶴間本町九丁目十七番三十三号）
四　事案の要旨
1　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに日本瓦斯株式会社（東京都中央区新川二丁目十番七号）及び日本瓦斯株式会社関東支店　町田営業所（東京都町田市鶴間千六百五十六番地三）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「日本瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年二月十五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三三〇―九七一一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「日本瓦斯株式会社本社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年二月十五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三三〇―九七一一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。
なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名

（郵便番号）
住　所

（電話番号）
職　業

日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

訟　　務

諸　事　項

証 票 無 効

○　所得税、消費税、地方消費税（譲渡割）及び印紙税に関する質問検査章
平成23年７月11日交付　第11Ｂ002号
浜松東税務署　財務事務官　堀江貴久男　名義分
平成24年10月２日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成25年２月８日　　国　税　庁

○　特別還付金の支給に関する質問検査章
平成23年７月11日交付　第11W001号
浜松東税務署　財務事務官　堀江貴久男　名義分
平成24年10月２日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成25年２月８日　　国　税　庁

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第３０３２７号
千葉市中央区港町25番32号
申立人　田谷　久子
本籍千葉市中央区港町68番地、最後の住所千葉市中央区港町18番８号、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日推定平成24年11月22日、出生の場所千葉県千葉市亥鼻町、出生年月日昭和13年７月20日、職業無職
被相続人　亡　田谷　茂男
事務所千葉市中央区本千葉町２番13号福井ビル６階千葉市民協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤代　浩則
千葉家庭裁判所

平成２４年（家）第３０２３５号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍東京都葛飾区東四つ木４丁目650番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市富岡３丁目１番７号、死亡の場所千葉県鎌ケ谷市、死亡年月日平成23年11月13日、出生の場所東京府東京市葛飾区、出生年月日昭和10年２月13日、職業不詳
被相続人　亡　鈴木　康夫
千葉県松戸市松戸1336　東風園ビル４階筒井綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大石　智之
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２５年（家）第３０００５号
千葉県松戸市小金きよしケ丘４丁目９番地の22
申立人　本間　壽國
本籍東京都北区赤羽１丁目32番地、最後の住所千葉県松戸市古ケ崎２丁目3179番地の13
海津方、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成24年５月25日、出生の場所東京都四谷区、出生年月日昭和18年11月６日、職業不明
被相続人　亡　本間　航一
事務所千葉県松戸市松戸1336　東風園ビル６階　誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙品　惠子
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２５年（家）第５０４４号
新潟県長岡市大手通２丁目４番地７
申立人　長岡信用金庫
本籍新潟県南魚沼市六日町1996番地、最後の住所新潟県南魚沼市六日町1771番地、死亡の場所新潟県南魚沼市、死亡年月日平成23年８月22日、出生の場所新潟県南魚沼郡六日町、出生年月日大正９年12月28日、職業無職
被相続人　亡　佐藤　考次
新潟県南魚沼市美佐島2143番地
相続財産管理人　関　　隆一
新潟家庭裁判所長岡支部

平成２４年（家）第８１４８号
石川県金沢市尾山町９番25号
申立人　石川県信用保証協会
本籍石川県羽咋郡宝達志水町北川尻キ16番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所石川県かほく市、死亡年月日平成17年５月２日、出生の場所石川県河北郡七塚村、出生年月日昭和10年11月２日、職業無職
被相続人　亡　河内　哲也
石川県金沢市泉野町３丁目４番８号、事務所石川県金沢市兼六元町１番13号杉本ビル２階
相続財産管理人　侭田　明佳
金沢家庭裁判所七尾支部